

足 監 査 公 表 第 5 号
平成 28 年 10 月 18 日

足利市教育委員会教育長から監査の結果に対する措置について通知があったので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 渡 辺 悟

記

監 査 対 象	教育委員会事務局
監査結果報告日	平成 28 年 3 月 29 日付け 足監査第 67 号 (定例監査)
措置結果通知日	平成 28 年 9 月 27 日付け 足教文第 264 号
監 査 結 果	指摘事項 (文化課) 市立美術館等事務監理業務委託において、業務委託の決裁文書と契約書に添付されている業務委託仕様書が一部相違していた。
措 置 内 容	課内及び市立美術館内において、事務処理方法についての研修等を実施し、今後適正な事務執行できるよう周知徹底を行いました。